

日常生活圏域の設定（案）

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるように、身近な地域で専門的な相談や支援等の整備が可能な範囲を考慮して設定するものです。

2025年を目標とした地域包括ケアシステムの構築と医療介護総合確保推進法に基づき医療・介護資源を総合的に確保していくため、第9期においても、第8期を踏襲し、基本的に中学校区の4圏域を日常生活圏域と定めます。ただし、地域密着型サービスは、身近な地域で利用可能な範囲を勘案し、種類や地理的条件等実情に合わせて区域を設定します。

また、多様化・複雑化するニーズを持つ高齢者への幅広い支援と地域の特性を活かした地域づくり（地域包括ケアシステム）を推進するため、地域包括支援センターの設置は、日常生活圏域に合わせて4か所とします。

<日常生活圏域>

